

令和7年1月27日

支出負担行為担当官
 防衛省大臣官房会計課
 会計管理官 平下 一三
 (公 印 省 略)

公 告

下記により入札を実施するので、入札心得及び契約条項等を了承の上、参加されたい。
 なお、本入札に係る落札及び契約締結は、当該業務に係る令和7年度本予算が成立し、予算示達がなされることを条件とするものである。

記

1. 入札に付する事項

調達番号	件 名	内 容	履行場所	履行期間
B-003、X-023、X-024、 広-B-001、広-G-001、 広-I-007	「令和7年版 日本の防衛」(閣議用) の作成・印刷製本等	仕様書のとおり	仕様書のとおり	自：令和7年4月1日 至：令和7年8月29日

2. 入札方式 一般競争入札(総合評価落札方式、電子調達システム(政府電子調達(GEPS))対象案件)
3. 入札日時 令和7年3月12日(水) 11:15
4. 入札場所 防衛省市ヶ谷庁舎E2棟3階入札室
5. 参加資格 (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
 (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
 (3) 令和04・05・06年度防衛省競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」のC等級以上に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有し、かつ、令和07・08・09年度競争参加資格(全省庁統一資格)においても同資格を有することが見込まれ、資格決定後、速やかに資格審査結果通知書を提出できる者であること。
 (4) 防衛省から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
 (5) 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
 (6) 上記(3)の等級にかかわらず、防衛省所管契約事務取扱細則(平成18年防衛庁訓令第108号)第18条第4項各号のいずれかに該当する者(具体的には、以下ア～キのいずれかに該当する者)であること。なお、要件に該当する者で入札に参加しようとするものについては、令和7年2月17日(月)12:00までに、下記ア～キに記載する書類等を防衛省大臣官房会計課契約係へ提出すること。

- ア 当該入札に係る物品と同等以上の仕様の物品を製造した実績等を証明できる者
- イ 資格審査の統一基準により算定された総合審査数値に以下の技術力の評価の数値を加算した場合に、当該入札に係る等級に相当する数値となる者

項 目	基 準	数 値
入札物品等(訓令第18条第4項に規定する契約の対象となる物品又は役務をいう。以下同じ)に関連する特許保有件数	3件以上	15
	2件	10
	1件	5
入札物品の製造等(訓令第18条第4項に規定する契約の対象となる物品の製造又は役務の提供等をいう。以下同じ)に携わる技術士資格保有者数	9人以上	15
	7～8人	12
	5～6人	9
	3～4人	6
	1～2人	3
入札物品の製造等に携わる技能認定者数(特級、一級、単一級)	11人以上	6
	9～10人	5
	7～8人	4
	5～6人	3
	3～4人	2
	1～2人	1

注：1 特許には、海外で取得したものを含む。
 2 技術士には、技術士と同等以上の科学技術に関する外国の資格のうち文部科学省令で定めるものを有する者で

あつて、技術士の業務を行うのに必要な相当の知識及び能力を有すると文部科学大臣が認めたものを含む。

ウ S B I R制度の特定新技術補助金等の交付先中小企業者等であり、当該入札に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

エ 株式会社産業革新投資機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、株式会社地域経済活性化支援機構、株式会社農林漁業成長産業化支援機構、株式会社民間資金等活用事業推進機構、官民イノベーションプログラム、株式会社海外需要開拓支援機構、一般社団法人環境不動産普及促進機構における耐震・環境不動産形成促進事業、株式会社日本政策投資銀行における特定投資業務、株式会社海外交通・都市開発事業支援機構、国立研究開発法人科学技術振興機構、株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構、一般社団法人グリーンファイナンス推進機構における地域脱炭素投資促進ファンド事業及び株式会社脱炭素化支援機構の支援対象事業者又は当該支援対象事業者の出資先事業者であり、当該競争に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

オ 国立研究開発法人（科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成20年法律第63号）第2条第9項に規定する研究開発法人のうち、同法別表第3に掲げるものをいう。）が同法第34条の6第1項の規定により行う出資のうち、金銭出資の出資先事業者又は当該出資先事業者の出資先事業者であり、当該競争に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

カ 国立研究開発法人日本医療研究開発機構による「創業ベンチャーエコシステム強化事業（ベンチャーキャピタルの認定）」又は国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構による「研究開発型スタートアップ支援事業（ベンチャーキャピタル等の認定）」において採択された者の出資先事業者であり、当該競争に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

キ グローバルに活躍するスタートアップを創出するための官民による集中プログラム（J-Startup又はJ-Startup地域版）に選定された事業者であり、当該競争に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

6. 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7. 入札保証金及び契約保証金 免除

8. 入札の無効 5の参加資格のない者のした入札または入札に関する条件に反した入札は無効とする。

9. 契約書作成の要否 要

10. 適用する契約条項 役務等契約条項、談合等の不正行為に関する特約条項、暴力団排除に関する特約条項、

11. その他

- (1) 細部入札要領については別途配布する「一般競争入札の案内について」（以下、入札案内）のとおり。
- (2) 入札案内受領の際、資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写しを提示すること。
- (3) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を防衛省が認めた場合には、この限りではない。
- (4) この一般競争（総合評価落札方式）に参加を希望するものは、応札資料作成要領に定める提出物を令和7年2月17日（月）12:00までに提出しなければならない。
- (5) 契約締結日までに令和7年度予算（暫定予算を含む。）が成立しなかった場合は、契約締結日は本予算が成立した日以降とする。また、暫定予算となった場合、全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみ契約とする場合がある。
- (6) 本案件は、府省共通の「電子調達システム」（<https://www.p-portal.go.jp>）を利用した応札及び入札手続により実施するものとする。ただし、電子調達システムによりがたい者は、「紙」による入札書等の提出も可とするが、郵便入札については、令和7年3月10日（月）までに、下記担当者必着分を有効とする。
- (7) 落札者が、10に掲げる契約条項のほか、中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小企業者である場合は、「債権譲渡制限特約の部分的解除のための特約条項」を別途適用する。
- (8) 入札案内の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先
〒162-8801 東京都新宿区市谷本村町5-1（庁舎A棟10階）※顔写真付の身分証明書を持参すること。
受付時間 9:30~18:15（12:00~13:00までの間を除く）

また、入札案内のメール配布を希望する者は、以下のとおりメールを送信すること。

メールアドレス：naikyoku_chotatsu_mailmagazine@ext.mod.go.jp

メール件名：「件名：〇〇〇」 入札案内送信依頼

添付ファイル：資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し

防衛省大臣官房会計課契約係 黒田 電話 03-3268-3111 内線 20822

仕 様 書

物品番号		作 成 年月日	令和7年1月14日	要求元	大臣官房広報課
件 名	「令和7年版 日本の防衛」(閣議用)の作成・印刷製本等				

1 総則

本仕様書は、大臣官房広報課(以下「官側」という。)より依頼を受けた受注者が行う「令和7年版 日本の防衛」(閣議用)の作成及び印刷製本ほか9件の業務について規定する。

2 業務の概要

- (1) 「令和7年版 日本の防衛」(閣議用)の作成・印刷製本
- (2) 「令和7年版 日本の防衛」(広報用・説明用)の作成・印刷製本
- (3) 「令和7年版 日本の防衛」(一般用・教育用)の作成・印刷製本
- (4) 「令和7年版 日本の防衛」広報用パンフレットの作成・印刷製本
- (5) 「令和7年版 日本の防衛」広報用ポスターの作成・印刷製本
- (6) 「令和7年版 日本の防衛」電子データの作成
- (7) 「令和7年版 日本の防衛」無料電子版書籍の作成・配信
- (8) 英語版書籍「令和7年版 日本の防衛」の印刷製本
- (9) 外国語(英語・中国語)版「令和7年版日本の防衛パンフレット」の印刷製本
- (10) 「まるわかり!日本の防衛(はじめての防衛白書第5版)」の作成

3 調達目的・重視事項

- (1) 「日本の防衛」(防衛白書)は、1970年(昭和45年)に刊行、1976年(昭和51年)以降毎年作成しており、わが国を取り巻く安全保障環境及びそれに対応するため防衛省・自衛隊が実施する諸施策・活動等を広く国民に周知し、国民の理解を得ることのほか、わが国のゆるぎない防衛意思と能力を国際社会に示すために重要な情報発信の手段となっている。
- (2) 防衛白書を通じて国民の理解を得るために、「読みやすさ」などの様々な工夫を凝らしてきたところであるが、さらに内容を簡明なものとし、見やすさを追求し、分量・重量の削減、コンパクト化を追求し、国民への普及のための工夫を行う。
- (3) また、見やすいレイアウトなどにより一般国民にとっての分かりやすさ・親しみやすさを追求するとともに、記述の質の維持やQRコード等の活用等により、専門家・有識者等のニーズに応え得る質の高さ・使いやすさを追求する。
- (4) 「まるわかり!日本の防衛(はじめての防衛白書第5版)」は、若年層(小学校高学年から高校生)のほか、広く一般国民を対象として、安全保障環境や国の防衛について興味を持ち、理解を深めるきっかけを増やすことを目的として作成する。第4版を活用し、内容、レイアウトなどの更新を加え、「日本の防衛」と同時に公表する。
- (5) これらの目的の達成のため、受注者は、官側と十分な協議を行い、官側の要望の実現に最大限努力する。また、官側から協議の要請があった場合は速やかに登

序し、必要な協議を実施する。

4 「令和7年版 日本の防衛」の構成

- (1) 表紙、中表紙等及び巻頭言
- (2) 目次（白書関連の案内含む）
読み手がどこに何が書いてあるのか分かりやすく、使用しやすいものとする。
なお、細部は次のとおりとする。
 - ア 各部や章の目次
 - イ コラムの目次
 - ウ 防衛白書の概要説明等
- (3) 巻頭特集
防衛省・自衛隊が実施する諸施策、活動等及びわが国を取り巻く安全保障環境について、写真や図表を効果的に用いて分かりやすく解説する。
- (4) ダイジェスト
ダイジェストは本編を精読しなくても概要を把握することのできることを目的に、簡潔かつ分かりやすい内容とする。
- (5) 本文
防衛省・自衛隊が実施する諸施策・活動等及びわが国を取り巻く安全保障環境について網羅的に記述する。その際、国民の理解を促進する観点から、図表や写真、コラムを効果的に活用する。
- (6) 巻末資料
自衛隊の階級や装備品、進路等について記載する。
- (7) 資料編（防衛年表含む）
資料編（防衛年表含む）については、目次及びQRコードを掲載し、防衛省ホームページの該当ページにアクセスできるようにする。資料編の各資料はオンラインでの利用のみとする。
- (8) 索引、奥付等及び裏表紙

5 要求事項

- (1) 「令和7年版 日本の防衛」（閣議用）の作成・印刷製本
 - ア 版下の作成
 - (ア) 受注者は、「令和6年版 日本の防衛」を参考とし、4に示した「構成」各項目、図表、写真のレイアウト並びに目次、部扉ページ等のデザイン（書体及び大きさ、図表の表示方法、色彩及び配置を含む。）を複数提案する。
なお、レイアウト及びデザイン案の作成にあたっては、次の点を踏まえ作成する。
 - a 巻頭特集及び巻末資料
複数の異なるテーマを取り上げるため、それぞれのテーマに合致するよう、特集内容に応じてデザインを工夫する。
 - b ダイジェスト
各項目の見出しの下に当該項目に記述されている内容の簡単な内容をハイライトした上で記述する。
 - c 本文
本文を理解する上で重要な用語のうち、官側が指定するものについては、色を付け目立たせ、同ページ内において「KEYWORD」や「解説」と表したコーナーを設け、当該用語の定義や説明を付記するものとする。

る。また、第 I 部における関係各国の主要装備品のうち、官側が指定するものについては、それぞれの主要装備品の初出の頁内に写真とともに主要諸元及び概説を付記するものとする。

d 図表

全体的に統一感を持たせ、読みやすさ及び使いやすさの向上に努める。

e 写真

ページ上部へ配置するなど、分かりやすさ及び読みやすさの向上に努める。

f 目次

4 (2) ア及びイについては、本書の構成やそれぞれの概要等を一瞥できるよう、各項目の意義・狙い等を視覚的に分かりやすく表現する。

g 文字数・行間等

頁数と文字の大きさを踏まえながら、読みやすさとコンパクト化に留意して作成する。

(イ) 掲載する図表については、「令和 6 年版 日本の防衛」を参考とし、官側が提供する図表原稿 (Microsoft Power Point・Word・Excel、紙媒体等) を元に決定したデザインに基づき受注者が作成するものとする。また、図表のサイズについては、読者へのアピール度に留意して 1 点ずつ最適なサイズを追求すること。

(ウ) 掲載する写真については、官側が提供するもののほか、部外から調達するもの (4 2 枚) とする。また、部外から調達する写真の契約等は受注者が行うものとする。なお、紙及び電子データの両媒体で利用可能とすること。さらには、調達した写真のうち、8 枚については、官側で作成する概要説明資料で利用可能とすること。

(エ) 受注者は、官側が提供する文章案 (Microsoft Word 等)、(イ) で作成した図表及び (ウ) の写真について、決定したデザインに基づき、体裁の設定・割り付けをするとともに校正を行うものとする。

(オ) 官側が提供する原稿は文章、図表及び写真がそれぞれ分かれており、かつ、必ずしも頁ごとに整理されていない。受注者は官側の指示を受けて、それらの原稿を適宜整理し、用字・用語の統一、誤字・脱字の修正を行うほか、ゲラの文字校正を行い、官側は校正済みのゲラの確認作業のみ行うものとする。なお、校正における細部指示は官側より行うものとする。

(カ) 資料編 (防衛年表含む) については、QR コードを掲載し、防衛省ホームページの該当ページへアクセスできるようにする。なお、リンクする本体データについても、受注者が「令和 6 年版 日本の防衛」を参考に作成し、(6) で納めるデータに含めて提出すること。

(キ) 巻頭特集で使用する CG 画像について、官側からの指示に基づき、2 点作成すること。なお、(6) で納めるデータに含めて提出すること。

イ 印刷部数

7 表 1 のとおり。

ウ 印刷製本

(ア) 規格

a 仕上げ寸法：A 4 版変形たて (横 210mm×縦 270mm) (許容差± 2 mm)

b 頁数：5 9 2 (± 1 5) 頁 (表紙及び見返し含む。)

- (イ) 印刷
カラー4色両面印刷とする。
 - (ウ) 用紙
 - a 表紙：再生コート 菊判 125.0kg
 - b 目次、巻頭特集、ダイジェスト等：グリーン購入法に合致したコート紙 A判 46.5kg
 - c 本文、巻末資料、索引：軽量グリーン購入法に合致したマットコート紙 A判 35kg
 - d 見返し：グリーン購入法に合致した上質紙 A判 44.5kg
 - (エ) 製本
網代綴じ、左綴じ・左開き、背文字入り、頁番号付与
 - (オ) 校正
4回（原稿3回、最終1回）
 - (カ) 包装・梱包
 - a 印刷部数のうち40部については、官側が指定する内容を記載した再剥離タイプのラベルシール（縦25mm×横48mm）を表紙右上に貼るものとする。表記については、官側が指定する。
 - b 再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷軽減に配慮し、輸送会社の輸送に耐えうる梱包とする。
- (2) 「令和7年版 日本の防衛」（広報用・説明用）の作成・印刷製本
- ア 版下の作成
 - (1) アと同様とするほか、表紙案については官側が支給するデザインを利用し、タイトルを含めて2種類以上を提示することとし、官側と協議の上、決定する。
 - イ 印刷部数
7表1のとおり。
 - ウ 印刷製本
 - (ア) 規格
 - a 仕上げ寸法：A4版変形たて（横210mm×縦270mm）（許容差±2mm）
 - b 頁数：592（±15）頁（表紙及び見返し含む。）
 - (イ) 印刷
カラー4色両面印刷とする。
 - (ウ) 用紙
 - a 表紙：白板紙 菊判 125.0kg
 - b 目次、巻頭特集、ダイジェスト等：グリーン購入法に合致したコート紙 A判 46.5kg
 - c 本文、巻末特集、索引：グリーン購入法に合致した軽量マットコート紙 A判 35kg
 - d 見返し：グリーン購入法に合致した上質紙 A判 44.5kg
 - (エ) 製本
網代綴じ、左綴じ・左開き、背文字入り、頁番号付与
 - (オ) 校正
4回（原稿3回、最終1回）
 - (カ) 包装・梱包
 - a 印刷部数のうち1,510部については、官側が指定する内容を記載し

た再剥離タイプのラベルシール（縦25mm×横48mm）を表紙右上に貼るものとする。表記については、官側が指定する。

- b 再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷軽減に配慮し、輸送会社の輸送に耐えうる梱包とする。10部ごとに紙で包装するなど、作業を考慮した包装とする。

(3) 「令和7年版 日本の防衛」（一般用・教育用）の作成・印刷製本

ア 版下の作成

(2) アに同じ。

イ 印刷部数

7表1のとおり。

ウ 印刷製本

(ア) 規格

a 仕上げ寸法：A4版変形たて（横210mm×縦270mm）（許容差±2mm）

b 頁数：592（±15）頁（表紙及び見返し含む。）

(イ) 印刷

カラー4色両面印刷とする。

(ウ) 用紙

a 表紙：白板紙 菊判 125.0kg

b 目次、巻頭特集、ダイジェスト等：グリーン購入法に合致したコート紙 A判 46.5kg

c 本文、巻末資料・索引：グリーン購入法に合致した軽量マットコート紙 A判 35kg

d 見返し：グリーン購入法に合致した上質紙 A判 44.5kg

(エ) 製本

網代綴じ、左綴じ・左開き、背文字入り、頁番号付与

(オ) 校正

4回（原稿3回、最終1回）

(カ) 包装・梱包

再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷軽減に配慮し、輸送会社の輸送に耐えうる梱包とする。10部ごとに紙で包装するなど、作業を考慮した包装とする。

(4) 「令和7年版 日本の防衛」広報用パンフレットの作成・印刷製本

ア 版下の作成

(ア) (2) アで作成するもののうち、官側の指定する頁とする。

(イ) 掲載する写真については、官側が提供するもののほか、部外から調達するもの（25枚）とする。また、部外から調達する写真の契約等は受注者が行うものとする。

イ 印刷部数

7表1のとおり。

ウ 印刷製本

(ア) 規格

a 仕上げ寸法：A4版変形たて（横210mm×縦270mm）

b 頁数：40頁（表紙含む。）

(イ) 印刷

カラー4色印刷とする。

- (ウ) 用紙
 - a 表紙：グリーン購入法に合致したコート紙 86.5kg
 - b 巻頭言、簡易な目次等、巻頭特集、ダイジェスト、巻末資料：グリーン購入法に合致したコート紙 A判 57.5kg
- (エ) 製本
 - 中綴じ針金2カ所、左綴じ・左開き
- (オ) 校正
 - 4回（原稿3回、最終1回）
- (カ) 包装・梱包
 - 再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷軽減に配慮し、50部ごとにダンボール1箱に梱包する。
- (5) 「令和7年版 日本の防衛」広報用ポスターの作成・印刷
 - ア 版下の作成
 - (2) アで作成したもののうち、官側の指定する頁とする。
 - イ 印刷部数
 - 7表1のとおり。
 - ウ 印刷製本
 - (ア) 規格
 - 以下に示す3種類を作成する。
 - a B列2判（728mm×515mm）。1部につき16枚の構成。
 - b A2判変形 420mm×540mm。1枚の構成。天地余白なしで、絵柄のみになるようなポスターとする
 - c B1判変形 728mm×936mm。1枚の構成。天地余白なしで、絵柄のみになるようなポスターとする。
 - (イ) 印刷
 - カラー4色片面印刷
 - (ウ) 用紙
 - グリーン購入法に合致したコート紙
 - (エ) 校正
 - 校了まで（簡易色校正1回）
 - (オ) 包装・梱包
 - 再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷軽減に配慮し、（ア）aについては1部（最大16枚）ごとに梱包する。
- (6) 「令和7年版 日本の防衛」電子データの作成
 - ア 作成内容
 - (ア) 防衛省ホームページ掲載用目次HTMLデータ
 - 防衛省ホームページ掲載用として作成する。なお、デザインは事前に官側から指定することとする。
 - (イ) 「令和7年版 日本の防衛（閣議日掲載用）」PDFデータ
 - 5（2）のレイアウトに準じたレイアウトのPDFデータを公表日（閣議日）の防衛省ホームページ掲載用として作成する。この際、文字や図表が認識できるように留意すること。なお、統合版データ及び各節ごとに分割したデータを提出することとし、各ファイル名は、官側から指示する名称で提出するものとする。
 - (ウ) 「令和7年版 日本の防衛（一般用・教育用）」HTMLデータ
 - 5（3）のレイアウトに順じ、防衛省ホームページ掲載用として作成す

る。この際、令和6年度版ホームページの仕様を参考とし、写真及び図表はGIF、Microsoft Excel等、統一したものを使用すること。なお、リンクに使用するMicrosoft Excel等のデータは、官側より支給する。（支給データをWEB上で掲載できるように調整すること。）また、目次の各節から本文等各ページへリンクできるようにするほか、章単位で閲覧できるようにする。

(エ) 「令和7年版 日本の防衛（一般用・教育用）」PDFデータ

5（3）のレイアウトに順じ、防衛省ホームページ掲載用として作成する。この際、文字や図表が認識できるように留意すること。なお、統合版データ及び各節ごとの分割データを提出することとし、各ファイル名は、官側から指示する名称で提出するものとする。

(オ) 「令和7年版 日本の防衛」（一般用・教育用）の編集可能データの作成

5（3）の本文（写真及び図表を除く。）をMicrosoft Word形式で作成するとともに、写真、図表及び資料編のデータをMicrosoft Excel又はPowerPoint等、編集可能な形式で作成するものとする。当該データは、防衛省における各種説明資料において利用する。なお、官側が示す本文中の図表及び資料編のデータについては、CSVデータを作成することとし、作成にあたっては、官側から提供するマニュアルを参照すること。

(カ) 「令和7年版 日本の防衛」（一般用・教育用）DTPデータ

(キ) 「令和7年版 日本の防衛」（一般用・教育用）電子書籍（epub形式）用データ

防衛省ホームページ掲載用として作成する。5（3）の本文（写真及び図表を含む）で作成したデータをカラー電子化するとともに、キーワード検索・ズーム機能を有するものとする。なお、データ形式は、一般国民が利用できる汎用性のあるものとする。

(ク) 防衛省・自衛隊の政策に係るアンケート

防衛省ホームページ掲載用として作成する。フォーマットは、令和6年度版ホームページの使用を参考とし、内容及び集計方法については、官側と協議の上、決定するものとする。

(ケ) 資料編及び防衛年表

(ア) から (キ) の作成にあたっては、構成のうち印刷対象とならない資料編及び防衛年表約300頁（±30頁）もデータ作成の作業対象とする。

イ ホームページに掲載するウェブデータの条件

(ア) 防衛省ホームページで完全に機能するデータであるものとし、主要なWEBブラウザ（Microsoft Edge、Google Chrome、Safari、Firefox等）で閲覧した場合において、文字のズレ等の不具合が発生しないこととする。

(イ) 掲載されるデータの内容は、（1）から（3）と同質の文字列・図表とする。また、書籍索引をキーワードとしたリンクを作成し、全文検索機能（3語以上のAND、OR検索機能とし、検索結果を即座に表示するものとする。）を付加することとする。

(ウ) ウェブアクセシビリティに対応し、「JIS X8341-3：2016」の達成基準「AA」実現及びアクセシビリティ評価ツールを利用した検査結果を電子データで提出することとする。

ウ 提出方法

(ア) 官側が遅滞なくデータを確認できるように官側のOA機器から利用可能なサーバー等を介してデータを授受するとともに、DVD-ROMに収録して納入する。

- (イ) ア (イ) については、公表日（閣議日）に防衛省ホームページに掲載するため、(ア) の提出に先立ち、データで提出することとする。
- (7) 「令和7年版 日本の防衛」の無料版電子書籍の作成・配信
- ア 作成内容
 (6) ア (キ) で作成した電子データと同一のものとする。
- イ 配信
 複数の電子書籍販売サイトを通じ、無料電子版書籍として配信する。その際、必要に応じてデータ形式の変換等を行うとともに、官側と所要の調整を行うこととする。
- (8) 英語版書籍「令和7年版 日本の防衛」の印刷製本
- ア 印刷部数
 7表1のとおり。
- イ 印刷製本
 印刷用のデータは、官側が提供することとする。なお、印刷仕様及び表記内容については、官側と調整を行うこと。
- (ア) 規格
- a 仕上げ寸法：A4版変形たて（横210mm×縦270mm）
 b 頁数：600（±15）頁（表紙及び見返し含む。）
- (イ) 印刷
 カラー4色両面印刷とする。
- (ウ) 用紙
- a 表紙：白板紙 菊判 125.0kg
 b 目次、巻頭特集、ダイジェスト：グリーン購入法に合致したコート紙 A判 46.5kg
 c 本文：グリーン購入法に合致した軽量マットコート紙 A判 35kg
 d 見返し：グリーン購入法に合致した上質紙 A判 44.5kg
- (エ) 製本
 網代綴じ、左綴じ・左開き、背文字入り、頁番号付与
- (オ) 校正
 官側校正1回
- (カ) 包装・梱包
 再生利用の容易さ及び廃棄時負荷軽減に配慮し、輸送会社の輸送に耐える梱包とする。
- (9) 外国語（英語・中国語）版「令和7年版 日本の防衛パンフレット」の印刷製本
- ア 印刷部数
 7表1のとおり。
- イ 印刷製本
- (ア) 規格
- a 仕上げ寸法：A4版変形たて（横210mm×縦270mm）
 b 頁数：36頁（表紙含む。）
- (イ) 印刷
 カラー4色印刷
- (ウ) 用紙
- a 表紙：グリーン購入法に合致したコート紙 86.5kg
 b 本文：グリーン購入法に合致したコート紙 A判 57.5kg
- (エ) 製本

- 中綴じ針金2カ所、左綴じ・左開き、頁番号付与
- (オ) 校正
官側校正1回
- (カ) 包装・梱包
再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷軽減に配慮し、大きさに応じて約200部ごとにダンボール1箱に梱包する。
- (10) 「まるわかり！日本の防衛（はじめての防衛白書第5版）」の作成
- ア 原稿作成
原稿の作成は、官側にて36頁（表紙含む。）程度で作成する。
- イ デザイン及びレイアウト
基本的な内容は第4版を活用し、アで提出された原稿及び官側が支給するイラストをもとに、受注者がデザイン及びレイアウト案を作成する。また、表紙案については著名なイラストレーターまたはデザイン制作会社に依頼し作成したもの、または受注者において作成したものをタイトルを含めて複数提案し、官側と協議の上、決定する。なお、作成にあたっては、以下の点に留意すること。
- (ア) 読者が小中学生以上であることを踏まえ、イラスト、図表、写真等を効果的に使用して、親しみやすく、かつ理解が進むデザインとするとともに、漢字には読み仮名を振ること。
- (イ) 本文内のタイトル、文章、イラスト、図表、写真等については、掲載内に合わせて、バランスよく効果的にレイアウトすること。
- (ウ) レイアウトについては、読み物や教材として誰にでも二次利用される可能性があることを考慮し、原則として各項が見開き又は頁単位で完結するようにレイアウトを工夫すること。
- (エ) モノクロで印刷（コピー）した場合でも、内容が読めるように配色等を工夫すること。
- (オ) QRコードを掲載し、防衛省ホームページ等の該当ページにアクセスできるようにする。
- ウ その他、作業における留意点
- (ア) 掲載する写真については、官側が提供するもののほか、部外から調達するもの（8枚）とする。また、部外から調達する写真の契約等は受注者が行うものとする。なお、紙及び電子データの両媒体で利用可能とすること。
- (イ) 各作業において、適宜、確認・協議等を官側と実施し、官側担当者が作業内容及び業務進捗を把握できるようにすること。また、作成作業において修正・変更があった場合は、その都度、修正データの作成、校正出力などを行った上で、修正データ又は校正出力を官側に提出し、確認を行うこと。なお、校正については、最低でも2回以上は行うこと。
- エ 成果物
- (ア) 「まるわかり！日本の防衛（はじめての防衛白書第5版）」PDFデータ

防衛省ホームページ掲載用として作成する。この際、文字や図表が認識できるように留意すること。なお、統合版データ及び各節ごとに分割したデータを提出することとし、各ファイル名は、官側から指示する名称で提出するものとする。

- (イ) 「まるわかり！日本の防衛（はじめての防衛白書第5版）」DTPデータ
- (ウ) 「まるわかり！日本の防衛（はじめての防衛白書第5版）」編集可能データ
本文をMicrosoft Word形式で作成するとともに、写真及び図表をMicrosoft Excel 又はPowerPoint 等、編集可能な形式で作成するものとする。また、イラストを作成する場合については生データを提出すること。なお、当該データは、防衛省における各種説明資料において利用する。

オ ホームページに掲載するウェブデータの条件

- (ア) 防衛省ホームページで完全に機能するデータであるものとし、主要なWEBブラウザ（Microsoft Edge、Google Chrome、Safari、Firefox 等）で閲覧した場合において、文字のズレ等の不具合が発生しないこととする。
- (イ) 掲載されるデータの内容は、（1）から（3）と同質の文字列・図表とする。
- (ウ) ウェブアクセシビリティに対応し、「JIS X8341-3：2016」の達成基準「AA」実現及びアクセシビリティ評価ツールを利用した検査結果を電子データで提出することとする。

カ 提出方法

官側が遅滞なくデータを確認できるように官側のOA機器から利用可能なサーバー等を介してデータを授受するとともに、DVD-ROMに収録して納入する。

6 検査・検収

支出負担行為担当官補助者が行うものとする。

7 納期及び納入場所等

納期及び納入場所等は、表1による。また、納入場所は官側の指定により項目ごとに複数ある場合がある。官側が指定する配布先及び数量ごとに識別できるように仕分けて納品するほか、納入場所の立地及び建物の形状に応じて円滑に搬出入ができるような手段を講じる。

なお、官側の指示により納期等を変更することがある。

表1—納期及び納入場所等

番号	役務内容	数 量	納期	納入場所
1	「令和7年版 日本の防衛」(閣議版)の作成・印刷製本	50部	令和7年6月19日(木)	官側が指定する場所
2	「令和7年版 日本の防衛」(広報用・説明用)の作成・印刷製本	10,135部		
3	「令和7年版 日本の防衛」(一般用・教育用)の作成・印刷製本	6,019部		
4	「令和7年版 日本の防衛」広報用パンフレットの作成・印刷製本	23,064部		
5	「令和7年版 日本の防衛」広報用ポスターの作成・印刷製本	a 3部 b 8部 c 8部		
6	防衛省ホームページ掲載用目次HTMLデータ	—		
7	「令和7年版 日本の防衛(閣議日掲載用)」PDFデータ	—	令和7年8月4日(月)	大臣官房広報課防衛白書事務室
8	「令和7年版 日本の防衛(一般用・教育用)」HTMLデータ	—		
9	「令和7年版 日本の防衛(一般用・教育用)」PDFデータ	—		
10	「令和7年版 日本の防衛(一般用・教育用)」DTPデータ	—		
11	「令和7年版 日本の防衛」(一般用・教育用)の編集可能データ	—		
12	「令和7年版 日本の防衛」電子書籍(epub形式)用データ	—		
13	防衛省・自衛隊の政策に係るアンケート	—	令和7年8月29日(金)	官側が指定する場所
14	英語版書籍「令和7年版 日本の防衛」の印刷製本	2,474部		
15	外国語(英語)版「令和7年版 日本の防衛パンフレット」の印刷製本	2,603部		
16	外国語(中国語)版「令和7年版 日本の防衛パンフレット」の印刷製本	725部	令和7年6月19日(木)	大臣官房広報課防衛白書事務室
17	「まるわかり!日本の防衛(はじめての防衛白書第5版)」PDFデータ	—		
18	「まるわかり!日本の防衛(はじめての防衛白書第5版)」DTPデータ	—		
19	「まるわかり!日本の防衛(はじめての防衛白書第5版)」編集可能データ	—		

8 留意事項

- (1) 受注者は、本仕様書に定める事項を確実に行うものとする。
- (2) 仕上がりの状態については、印刷ミス等による汚れがないものとする。
- (3) 受注者は、本件業務を実施するにあたり、適切な実施体制を確保するものとし、業務に従事する者の業務経験及び能力を記載した書面を官側へ提出するものとする。その際、特にデザインに関する業務経験や能力については必ず記載すること。
- (4) 原稿入稿公表までの間、各省との協議、省内調整、閣議などの手続きを踏まえ、急遽加筆・修正が相当回数行われる場合がある。受注者は、これに伴う原稿の差し替え・追加・修正・頁数の増減に速やかに対応するため、休日や時間外における作業実施体制や緊急時（閣議直前での修正等）の対処方針についてあらかじめ官側へ提出するものとする。なお、要求事項に規定する校正回数は最低回数であり、原則完全な原稿になるまで実施する。入稿及び校正等に伴うデータの支給及び提出に当たっては、官側のOA機器から利用可能で保全性の確保できる手段を受注者側で確保し、本件を受注し要求原課と調整可能となった時点から送受信の試験及び運用ができるようにする。
- (5) 受注者は、本件業務の実施にあたり、作業工程表を作成して進捗管理を行い、当該工程表を適宜官側へ提出して情報共有を図るものとする。また、閣議予定日の変更などによりスケジュールが変更となった場合は、柔軟に対応するものとし、変更契約をするにあたり、追加費用の発生の有無については、別途官側と協議するものとする。
- (6) 受注者は、期日までに本件の作業を確実にを行い、成果物を納入しなければならない。ただし、不測の事態により、仕様書に定められた期日までに作業を終了することが困難となった場合は、一両日中にその旨を官側に連絡し、指示を受けるものとする。
- (7) 受注者は、成果物が正しく読むことができない場合は、その他不適切な文字、図表及び写真等が発見された場合は、再入力・補修をしなければならない。
- (8) 受注者は、納品の前後に関わらず、本作業上知り得た内容の秘密を厳守しなければならない。また、印刷等を他社へ委託する場合には、当該委託先においても秘密を厳守させなければならない。
- (9) 受注者は、「令和7年版 日本の防衛」の英語版及び中国語版の刊行のため、作成段階においても、本文及び図表の組版データを編集可能な電子データの形式で官側の指示する先に適宜提供するものとする。

9 その他

- (1) 契約の適用基準は関係法令によるものとする。
- (2) 受注者には、申請に基づき、「令和7年版 日本の防衛」、英語版書籍「令和7

年版「日本の防衛」及び「まるわかり！日本の防衛（はじめての防衛白書第5版）」の市販の許可を与えるものとする。この際、価格及び部数については、事前に官側の許可を得ることとするほか、令和7年8月4日を基準として早期に流通するように努めること。また、市販版の印刷製本する際の実原稿については、事前に官側と調整すること。また、受注者は「令和7年版 日本の防衛」及び「まるわかり！日本の防衛（はじめての防衛白書第5版）」を広く国民にPRするため、普及に努めること。なお、官側へ納品する成果物については、表紙に社名、価格、バーコード等の記載は行わないこと。奥付等の表記内容については、官側と調整のうえ、作成すること。

（3）知的財産権の帰属

ア 本業務における成果物の著作権及び二次的著作物の著作権（著作権法第21条から第28条に定める全ての権利を含む。）は、受注者が本調達の実施の従前から権利を保有していた等の明確な理由によりあらかじめ提案書にて権利譲渡不可能と示されたもの以外は、全て防衛省に帰属するものとする。

イ 防衛省は、成果物について、第三者に権利が帰属する場合を除き、自由に複製し、改変等し、及びそれらの利用を第三者に許諾することができるとともに、任意に開示できるものとする。

ウ 納品される成果物（防衛省から提供する原稿から作成した成果物を除く。）に第三者が権利を有する著作物（以下「既存著作物等」をいう。）が含まれる場合には、受注者は当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続きを行うこと。この場合、本業務の受注者は、当該既存著作物等の内容について、事前に防衛省の承認を得ることとし、防衛省は、既存著作物等について当該許諾条件の範囲で使用するものとする。

エ 受注者は防衛省に対し、一切の著作権者人格権を行使しないものとし、また、第三者をして行使させないものとする。

（4）契約不適合責任

ア 受注者は、本調達について検収を行った日を起算として1年間、成果物に対する契約不適合責任を負うものとする。その期間内において契約不適合があることが判明した場合には、その契約不適合が発注者の指示によって生じた場合を除き（ただし、受注者がその指示を不相当であることを知りながら、又は過失により知らずに告げなかったときにはこの限りでない。）、受注者の責任及び負担において速やかに修正等を行い、指定された日時までに再度納品するものとする。なお、修正方法等については事前に発注者の承認を得てから着手するとともに、修正結果等についても発注者の承認を受けること。

イ 前項の期間経過後であっても、成果物等の契約不適合が受注者事業者の故意又は重大な過失に基づく場合は、本調達について検収を行った日を起算として5年

間はその責任を負うものとする。

ウ 発注者は、前各項の場合において、契約不適合の修正等に代えて、当該契約不適合により通常生ずべき損害に対する賠償の請求を行うことができるものとする。

また、契約不適合を修正してもなお生じる損害に対しても同様とする。

- (5) 本仕様書における業務の構成案はあくまで官側から提示する一案であり、業者の企画を制限するものではないことに留意すること。
- (6) 輸送については、環境に配慮されたものとし、ディーゼル車を使用する場合は、東京都の都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）に規定するディーゼル車規制に適合する自動車を使用し、又は使用させること。使用させる自動車の自動車検査証（車検証）の提示を求められた場合、速やかに提示すること。
- (7) 本調達物品等が「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和5年12月22日変更閣議決定）」の基準を満たすものであること。ただし、基本方針の改定があった場合には、これに従うものとする。
- (8) 本仕様書において疑義が生じた場合には、支出負担行為担当官等と協議するものとする。